4　競争に参加する者に必要な資格
次の①から⑦までに掲げる者でないこと。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　測量法第55条の５の規定による登録を受けていない者（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）
⑥　測量の業務種別に応じ、別に定める測量業務種別資格基準に定める技術者を有していない者
⑦　共同企業体で、その構成員に①から⑤（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する者については、①から④。）までに該当する者を含むもの
5　競争参加者の資格審査
４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。それ以外の者については、⑴に掲げる客観的事項の項目及び⑵に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望業務種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業務種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
⑴　客観的事項
①　審査基準日の直前２年間における各事業年度の希望業務種別ごとの年間平均実績高
②　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
③　審査基準日における希望業務種別ごとの技術者（測量士又は測量士補）の数
④　審査基準日までの営業年数
⑵　主観的事項　令和２・３年度における希望業務種別ごとの業務成績
6　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
資格認定の日から令和７年３月31日までとする。
8　その他
次の各号に該当する申請者の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。
①　共同企業体
②　事業協同組合
③　測量に関する調査研究のみの資格を希望する者

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度を有効とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の所掌する建設工事及び測量等についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
令和４年10月３日
北海道開発局長　石塚　宗司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事区分及び業種区分
（建設工事）
建設工事の工事区分は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる建設工事の種類である。）。
①　一般土木（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、解体工事）
②　建築（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事）
③　舗装（舗装工事）
④　鋼橋上部（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
⑤　ＰＳコンクリート（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑥　しゅんせつ（しゅんせつ工事）
⑦　機械装置（鋼構造物工事、機械器具設置工事）
⑧　管（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　電気（電気工事、鋼構造物工事、電気通信工事、消防施設工事）
⑩　塗装（塗装工事）
⑪　造園（造園工事）
⑫　防水加工（防水工事）
⑬　さく井（さく井工事）
⑭　グラウト（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑮　維持（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）
（測量等）
測量等の業種区分は、次に掲げるとおりとする。
①　測量
②　土木関係コンサルタント
③　建築関係コンサルタント
④　補償関係コンサルタント
⑤　地質調査
2　申請の時期及び場所
⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下「定期審査」という。）にあっては、建設工事の申請をする者は、インターネットの使用により令和４年12月１日から令和５年１月13日までの間に次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。
https://www.pqr.mlit.go.jp/
また、測量等の申請をする者は、インターネットの使用により令和４年12月１日から令和５年１月13日までの間に次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。
https://www.pqrc.mlit.go.jp/
ただし、８⑸①から⑦に掲げる場合の申請及び８⑹に掲げる場合の申請については、令和４年12月１日から令和５年１月13日（郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）の場合は当日消印有効、電子メールの場合は最終日の16時受信分まで有効）までの間に、次に掲げる提出場所に申請書類を郵送若しくは別記３の送付先に電子メールで送付するものとする。
〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311）
⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下「随時審査」という。）にあっては、令和５年１月16日以降随時、電子メール又は申請者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記１に掲げる提出場所において持参又は郵送により申請を受け付ける。
なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した部局においても申請を受け付けるものとする。この場合において、提出場所は、別記１に掲げるものとする。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
①　持参、郵送又は電子メールによる申請者は、次のホームページへアクセスして「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）」（以下「申請書」という。）を得るものとする。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html
②　インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、２⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和４年11月１日から令和４年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和４年11月１日から令和５年１月13日までの間に得るものとする。
③　インターネットを使用して測量等の申請をする者は、２⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和４年11月１日から令和４年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和４年11月１日から令和５年１月13日までの間に得るものとする。ただし、パスワードの請求に当たっ